

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託 仕様書

- 1 業 務 名 事業系一般廃棄物収集運搬業務委託（長期継続契約）
- 2 履行期間 令和４年４月１日 から 令和６年３月３１日（２年間）
- 3 業務内容
別紙「収集施設一覧」の各施設から排出される一般廃棄物（燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ）を砂川市が指定する処分場へ運搬するものとする。
- 4 収集日
各施設担当者が指示する日時とする。
- 5 収集場所
別紙「収集施設一覧」の各施設管理者と協議して決定する。
- 6 搬出方法
燃やせるごみ・燃やせないごみ～中身が見える透明・半透明な袋に入れ
処理券を貼付
生ごみ～生ごみ用指定袋（１０・２０リットルの２種類）
- 7 購入予定数量（１年間）
処理券～２，５００枚
生ごみ用指定袋～５００枚
- 8 その他
 - （１）業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）及び砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１２年条例第２６号）等関係法令を遵守すること。
 - （２）この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る砂川市の支出予算において、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。
 - （３）この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の改正等によって消費税額に変動が生じたとき、また、クリーンプラザくるくるの処理手数料に変更があった場合は、委託料に相当額を加減して支払うこととする。
- 9 連絡先
総務課契約管財係 ７４－８７８９